

1. 審議会等の会議の公開に関する規則（案）に対する意見と町の考え方

規則（案）	意見番号	意見	町の考え方
<p><b>【第2条】</b> この規則の対象とする会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び町政に町民、有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。</p>	1	<p>住民と行政が、情報の共有を図る目的で、「附属機関」および審議会等に適用される会議公開の規定案であるが、今、問題なのはこれらの町行政が直轄する審議会等ではなく、町が株の大半を持つ企業の株主総会や、指定管理者や社会福祉協議会のような金銭的に町が制御可能な外郭団体の総会や事業報告会や、ゴミ処理や後期高齢者の運営団体のような、実質的には行政執行の会議となっているにもかかわらず、何も住民に公開されていない会議である。</p> <p>これらは、「附属機関」にも該当せず審議会でもないのに、この規定では公開は必要ないことになるが、絶対公開すべき会議であると思う。加えて、これらは町の情報公開制度条例が適用されない団体であり、運営がいわばブラックボックス化されているのである。制度設計が難しいのかもしれないが、ぜひ、範囲を広げて、住民との情報の共有を前に進めて欲しい。</p>	<p>町が出資する法人については、情報公開条例において、その管理する文書の公開についての努力義務が定められています。</p> <p>また、指定管理者も情報公開条例の趣旨に即して、その指定管理業務に関する文書の公開に関して必要な措置を講ずるよう努める義務があります。</p> <p>一方、町（実施機関）に対しては、出資法人や指定管理者に対する文書公開の指導又は助言の努力義務が規定されています。</p> <p>後期高齢者医療広域連合は、地方自治法に規定する特別地方公共団体なので、別に情報公開条例を定めており、その中で文書公開に関して規定しています。</p> <p>ご指摘のとおり、こうした組織や機関は、今回制定しようとする規則の対象には該当しませんが、既述のとおり文書の公開については可能なものがありますので、引き続き情報公開制度の適正な運用に努めたいと考えます。</p>
<p><b>【第4条】</b> 前条の規定にかかわらず、法令又は条例等に特段の定めがある場合は、審議会等の会議は、非公開とする。</p> <p>2 審議会等は、議事が寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号。以下「条例」という。）第5条各号に該当する情報を含むものである場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p><b>【第5条】</b> 審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町施設への会議開催のお知らせ（第1号様式）の掲示により、原則として開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りでない。</p> <p>－ 第2項省略 －</p> <p>3 第1項ただし書の規定により会議の開催について事前に公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとし、その方法は広報への掲載、町ホームページへの掲載及び前項に規定する町施設への会議開催の事前</p>	2	<p>議会も自治基本条例を守る義務があることに「条例上」なっているが、議会の主催する会議には、この規定が適用されないようである。議会運営委員会、全員協議会などに公開義務を課している議会が、神奈川県にもあるが、寒川町議会は行っていない。</p> <p>もし、議会を適用除外するなら、行政は自治基本条例で規定し、議会は別に議会基本条例などで規定するしかない。私は、立法と行政を一本にした条例（政府と衆議院の両方を縛る法律のようなもの）は本来おかしいと思っているが、自治基本条例を「憲法」と言うなら、憲法らしく、全ての既存条例・計画を自治基本条例に沿って早急に見直すなど大幅な見直しが必要になる。</p>	<p>今回制定しようとする審議会等の会議の公開に関する規則は、町長部局における附属機関や町政に町民や有識者等の意見を反映させる目的で設置される協議会、委員会等の会議について適用されるものです。他の執行機関における附属機関等の会議については、各執行機関において、この規則に準ずる規程を設ける必要があります。</p> <p>議会は執行機関ではありませんが、自治基本条例の適用を受けます。しかしながら、その会議の公開については寒川町議会会議規則や同傍聴規則、同委員会条例などに規定されています。議会に設置される会議の公開に関しては、自治基本条例の趣旨に照らして議会が判断した結果必要があれば、ご意見にあるとおり規則などの見直しが行われるものと考えます。</p>
<p><b>【第4条】</b> 前条の規定にかかわらず、法令又は条例等に特段の定めがある場合は、審議会等の会議は、非公開とする。</p> <p>2 審議会等は、議事が寒川町情報公開条例（平成11年寒川町条例第24号。以下「条例」という。）第5条各号に該当する情報を含むものである場合は、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。</p> <p><b>【第5条】</b> 審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項について、広報への掲載、町ホームページへの掲載及び町施設への会議開催のお知らせ（第1号様式）の掲示により、原則として開催日の2週間前までに公表するものとする。ただし、緊急に審議会等の会議が開催され、事前に公表することができないときは、この限りでない。</p> <p>－ 第2項省略 －</p> <p>3 第1項ただし書の規定により会議の開催について事前に公表しなかった場合は、事後においてその理由を公表するものとし、その方法は広報への掲載、町ホームページへの掲載及び前項に規定する町施設への会議開催の事前</p>	3	<p>非公開にする場合の手続き（第4条）の解説（6ページ）に、「自治基本条例の趣旨に合致しているかどうか考慮し、非公開について判断することになります」、「非公開とする具体的な理由を明らかにする必要がある」とあるが、一体、だれが判断し、誰が明らかにするのであるのか？</p> <p>判断が間違っている場合、誰かが指摘し、是正するのであるのか？ 情報公開制度運営審議会に報告して判断を仰ぐのであるのか？ ここを不明確なままにしておく、公開しない抜け道が多くなると思う。公開しなかった理由を公表する規定（第5条3項）もあるが、「その理由が理由になっていない」場合も同じ問題が生じる。</p>	<p>第4条は、会議を非公開とする場合について定めていますが、解説の「自治基本条例の趣旨に合致しているかどうか考慮し」というのは、非公開と定めている条例等が町の条例や規則である場合に、その審議会等の性格等が自治基本条例の趣旨に照らして、非公開とするのが妥当なのかどうか考慮するということです。</p> <p>非公開の判断については、審議会等に諮問する議事の内容をあらかじめ承知している事務局において行い、公表するのが適当と考えます。</p> <p>非公開とする場合は、第5条第1項に定めるとおり会議開催の事前公表において、非公開の理由を明らかにする必要があります。この規則の運用状況は、第9条に規定されているとおり公表され、また、まちづくり推進会議にも報告しますので、会議の性格上公開されるべき審議会が公開されていない場合は、そこで町民の審判を受けることとなります。</p>

規則（案）	意見 番号	意見	町の考え方
<p>【第6条】 審議会等は、あらかじめ定める人数（第3項において「定員」という。）の範囲内において、当該会議の傍聴を認めるものとする。 2 会議を開催する日時は、傍聴者が傍聴しやすいよう配慮して定めるものとする。 3 傍聴は、当日の指定された時間までに受け付けるものとし、申込者が定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定する。 4 傍聴者は、次に掲げる遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。 (1) 傍聴者記名票（第3号様式）を提出する。 (2) 議事に対して発言、挙手、拍手等の行為をしない。 (3) 飲食又は喫煙をしない。 (4) はちまき、たすき等の示威的行為をしない。 (5) 会議の様子を撮影又は録音しない。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。 (6) その他会議の妨害となる行為、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしない。 5 審議会等の長は、会場の秩序維持のため必要と認める場合には、傍聴者に退席を命ずることができる。</p>	4	<p>第1項の「あらかじめ定める人数（定員）」の決定者及び決定方法を細則で明示しておいて貰いたい。 第2項の「会議を開催する日時の決定要件」を構成委員側の犠牲的協力のことも考慮して、次のようにされたい。 「・・・、傍聴者が傍聴しやすいよう出来るだけ配慮して定めるものとする。」 第4項1号の「傍聴者記名票（3号様式）」の住所欄の※は不要と思います。その理由は、町自治基本条例第3号で定義付けられている「町民」の識別が出来るからです。 勿論「個人情報保護」の厳正管理は言うまでもありません。 尚、「町民」以外の町との利害関係者の傍聴申し込みは如何するのか、規定しておいた方が良くと思います。</p>	<p>あらかじめ定める人数（定員）の決定については、審議会等の委員数と会議場の広さとの関係を勘案しながら、事務局において行うのが適当と考えます。細則の制定については現時点で考えていません。 会議を開催する日時については、より多くの町民に関心をもってもらえるように夜間や土日曜日も含めて傍聴希望者が来やすい日時に配慮することを狙いとしていますので、案のとおりとします。 傍聴者記名票の住所欄の※は、不必要な個人情報の収集を避けるために用いているものです。自治基本条例に定める「町民」は在住、在勤、在学のいずれかが要件なので、住所欄に書く住所によって自治基本条例上の「町民」であるか否かは判断できません。実質的には誰でも傍聴可能です。したがって、住所欄への記載については差し支えない範囲でお願いするという意味を明示するために、※を付しているものです。 町との利害関係者かどうかということについては、傍聴受付の段階で判断することは困難です。予定される議事内容に町の情報公開条例に定める「非公開情報」が含まれる場合は、会議の全部または一部が非公開になることで対応できると考えます。</p>
<p>【第8条】 審議会等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した議事録（第4号様式）を作成するものとする。 (1) 会議名 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 出席者名、欠席者名及び傍聴者数 (5) 議題 (6) 決定事項 (7) 公開又は非公開の別及び非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む） (8) 議事の経過 (9) 配付資料 2 議事録の確定は、各審議会等において会議毎に指名される議事録承認委員による承認によるものとする。 一 第3項、第4項省略 一</p>	5	<p>第1項の「議事録（第4号様式）の項目欄」の配列は、次の様に一部変更された方が、実務的だと思います。 （会議名）、（開催日時・開催形態）、（開催場所）、（出席者）、（議題）、（議事の経過）、（決定事項）、（提出資料）、（議事録承認委員及び議事録確定年月日） 尚、「発言者名の明記」の是非については、個人情報保護との関係も考慮して決定されたい。 第2項の「議事録承認委員」の定数基準の規定化が必要だと思います。例えば、議事録の早期確定の為に委員定数の2名とか。 ※根拠・・・正副長に一任の場合を考慮して。</p>	<p>議事録の項目欄についてですが、審議会等によっては議事の経過が非常に長くなる場合も想定されます。「議題」と「決定事項」を続けて配列することで、会議のテーマと結論を一括して記載できるということから、案のような配列にしています。実務上は、先に「議事の経過」欄を作成し後から「決定事項」欄を作成すれば問題がないので、案のとおりとします。 「発言者名の明記」については意見番号6の回答をご参照下さい。 「議事録承認委員」の定数について基準を設ける考えはありません。審議会等の実情に応じて決めることとなります。議事録確定の迅速性は委員の人数よりも内容確認の手法によるところが大きいので、できる限り早期の確定に努めます。</p>
	6	<p>議事録には、発言者の名前を載せるべきだと思う。公募委員は反対しないが、当て職の委員は往々にして反対する様子である。理由は分からないが、委員の資質の問題ではないかと思う。できれば、委員になる人にはあらかじめ小さなレクチャーを行ない、委員としての自覚とテーマに関する関心を高める規定を、ぜひ入れ込んでいただきたいと思う。そうしないと、意味のない議論が多くなり、審議会が有名無実化する。</p>	<p>会議を公開することの意味は、審議会等の会議において何が議論されているのかを明らかにするとともに、委員の発言にも責任を持ってもらうということがあります。 名前が出ると自由な発言ができないという意見を聞きますが、町民の信託に基づいて公的な委嘱をされ報酬や謝礼を受ける公的委員として発言に責任を持つことは当然の責務と考えますので、発言者の名前は公表されるべきと考えます。 個人情報保護との関係ですが、発言内容の中に個人を特定できる内容があれば、その部分は非公開ですが、発言者自身については公的立場での発言なので、個人情報の扱いにはなりません。 委員の資質の問題については、言及する立場ではありません。 審議会等の有名無実化については、会議が公開され、議事録が公開される中で、町民からそう判断されれば、その審議会の廃止について検討せざるをえないと考えます。</p>

2. パブリックコメント手続に関する規則（案）に対する意見と町の考え方

規則（案）	意見番号	意見	町の考え方
<p><b>【規則名】</b> 寒川町パブリックコメント手続に関する規則</p>	1	<p>「パブリックコメント」のカタカナ語に対する町民の用語理解度は果たしてどうでしょうか。特に高齢者にとって。本規則が広範な町民からの積極的提言を基本精神にしているならば、平易な「規則名」に変更したら如何でしょうか。</p> <p>※例・「町民意見の募集手続に関する規則」</p> <p>※町自治基本条例との整合性の関係で「パブリックコメント」用語の必要がある場合は、本規則の条文の中で使用する。例・町民意見の募集（以下「パブリックコメント」という。）</p>	<p>パブリックコメント手続については自治基本条例第20条で規定しており、その必要事項を定めるものとして、この規則を制定しようとしています。そのため規則名も「パブリックコメント手続」とするのが通例です。</p> <p>また、（以下「〇〇」という。）とする手法は、長い名称などを以降の条文で引用する場合に、短い表記で済むように用いるものです。パブリックコメント手続の定義を第3条で定めていますので、他の条文において別の名称として表記する必要もないと考えます。</p> <p>「パブリックコメント」という用語の理解度については、ご指摘のとおりと認識しています。平成11年に国が意見公募手続として制度を導入してから、全国で約4割の自治体でパブリックコメント手続の制度が導入されています。しかし、内閣府の平成19年度国民生活選好度調査によれば、政府の取組としてのパブリックコメント制度の認知度は回答者約4100人の約1割でした。</p> <p>このことから、多くの町民の意見をいただくために必要なことは、規則の名称もさることながら、制度自体の周知を図ることではないかと考えます。制度の内容も含めてご理解いただけるよう、周知に努めてまいります。</p>
<p><b>【第2条】</b> この規則においてパブリックコメント手続とは、次条各号に規定する町の重要な計画等の策定及び改定（以下「計画の策定等」という。）に当たり、町民からの有益な意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮し、町としての意思決定を行うため、あらかじめ当該計画の策定等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、これに対する町民からの意見等を広く公募し、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方を公表する一連の手続きをいう。</p>	2	<p>「考慮」という言葉が、2条、7条、8条、9条、の4か所に使われているが、7～9条の判断者は町長と理解するが、2条の判断者とその手順が分かりづらい。</p>	<p>この規則は、町長部局におけるパブリックコメント手続について定めるものですので、7条、8条、9条において「町長は」と明記しています。</p> <p>第2条は、町としての意思決定を行う際に町民からの有益な意見を考慮するという、この規則におけるパブリックコメント手続の定義を述べているものなので、特に「町長」という表現を用いていません。</p>
<p><b>【第3条】</b> パブリックコメント手続の対象とする計画の策定等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の策定又は改廃</p> <p>(2) 町民に義務を課し、又は権利を制限する条例の策定又は改廃</p> <p>(3) 町民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例、規則若しくは規程又は要綱等の策定又は改廃</p> <p>(4) 町の総合計画、部門別の基本計画その他の基本的な事項を定める計画、指針等の策定又は改廃</p> <p>(5) 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改廃</p> <p>(6) 町が行う公共施設整備又は市街地開発事業に関する計画の策定又は改廃</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、事業効率の検証が必要な事務事業その他の町民の生活に深く関わること等の理由によりパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるもの</p>	3	<p>どんな場合にパブコメを行なうのか、その規定がややあいまいである。どの程度の基本計画の改定が対象になるのか、どの程度迅速・緊急の場合なのか、軽微とは何かなどなど、どうにでも解釈できる規則が多い。</p> <p>事業規模で、例えば、「5千万円／年以上の出費が伴う事業は全てパブコメが必要」と規定できないものだろうか？基本計画は、計画という名前ではあるが、中身は単なる「構想」に近いものが多いので、これを避けるために、「出費が5千万円／年を越す場合は、必ず、パブコメを必要とする」としたら良いと思う。重要なものは確実にパブコメを行い、ポイ捨て条例の改正などの小さなものはパブコメ対象にしないで、「議会の議決で十分」とする案である。</p>	<p>対象とする計画などの程度を規定に盛り込むことについては考えていません。例として挙げさせていただいたような事業費による尺度が馴染む計画もあれば、事業費は小額でも町政の方針や制度を定める条例のように事業規模による区分が馴染まないものもあるからです。また、事業費等、程度の判断基準を設けた場合、その基準が将来に渡り適正であるという保証がありません。</p> <p>対象となるかどうかについては、運用の際に個々の事例について、町民のみなさんに説明のできる理由によって判断することが妥当であると考えます。</p> <p>何が「重要」で何が「小さなもの」なのかは人によって考え方が異なりますが、この規則においては、第3条に掲げたものについて「重要である」と考え対象として規定したものです。</p>

規則（案）	意見番号	意見	町の考え方
<p>【第4条】 前条の規定にかかわらず、計画の策定等が次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないものとする。ただし、第7号及び第8号に掲げるものについて寒川町自治基本条例第20条の規定に照らしパブリックコメント手続を実施する必要があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>－ 第1号～第8号省略 －</p> <p>2 前項の規定によりパブリックコメント手続を実施しないことを決定した場合は、町長は、パブリックコメント手続不実施理由書（別記様式）を次に掲げる方法により、速やかに公表しなければならない。</p> <p>(1) 町ホームページへの掲載 (2) 次に掲げる町施設への掲示</p> <p>(ア) 寒川町役場 (イ) 寒川町公民館 (ウ) 寒川町民センター (エ) 寒川町北部文化福祉会館 (オ) 寒川町南部文化福祉会館 (カ) 寒川町健康管理センター (キ) 寒川総合体育館 (ク) 寒川総合図書館 (ケ) 町長が特に必要と認める施設</p>	4	<p>「手続をしないで計画の策定を行なう場合はその理由を公表することとします」と解説されている（第4条末尾）が、誰が公表するのか、もし公表しない理由が妥当ではないような場合はどうするのか、これが分かる文章になっていない。</p> <p>先般、環境課の行ったパブコメに対し、回答が、「ご意見として伺っておきます」（見解の相違ですの意）とあって驚いたことがあるが、このような回答も「分かりやすい説明」、「よく分かる内容」になる可能性があると思う。よって、何らか具体的に規定を設けるか、または、「異様な返答」の例示しておくのが良いと思う。</p>	<p>第4条第1項各号のいずれかに該当するとしてパブコメ手続を実施しない場合、町長は同条第2項によりその理由を公表することになります。ご意見のような「理由が妥当でない場合」や後段のような回答の実態などは、本来あってはならない回答例だと思えます。</p> <p>ただ、規則の中に「もしそういう回答だった場合どうするのか」ということは、やはり盛り込まれるべき項目ではないと考えます。当初からそういう回答を想定するのはおかしいことであり、また、そういう回答をしないように説明責任を果たすことが、町民のみなさんに意見を求めた者の責務だと考えます。</p> <p>パブコメ手続は、町民のみなさんに町政に参画してもらう機会を保障する制度ですが、提出された意見すべてを反映させられるとは限りません。それでも、提出された意見に対する回答を町の考えとしてキチンと説明することで、町民のみなさんにとっても提出した意見への反応が見えるようになると思います。</p> <p>このことについては、第7条において「提出された案に対する意見等を十分に考慮しなければならない」旨を規定しています。</p>
<p>【第6条】 町長は、計画の策定等を行う場合は、当該計画等の案（以下「案」という。）をあらかじめ公表し、次に掲げる事項を定めて広く意見等を求めなければならない。</p> <p>(1) 意見の提出期間（期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。） (2) 配布場所（又は案の公表の場所） (3) 意見の提出方法 (4) 意見の取扱い（結果の公表予定時期を含む。） (5) 問い合わせ先</p> <p>2 前項の規定により案を公表する場合は、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。</p> <p>(1) 案の概要 (2) 案の目的その他案を理解するために必要と考えられる資料</p> <p>3 前2項の規定による公表は、次に掲げる場所での閲覧及び配布並びに寒川町ホームページへの掲載により行うものとする。</p> <p>(1) 寒川町役場情報公開コーナー及び当該計画の策定等を所管する課等 (2) 寒川町公民館 (3) 寒川町北部文化福祉会館 (4) 寒川町南部文化福祉会館 (5) 寒川総合図書館 (6) 町長が特に必要と認める場所</p> <p>4 第1項第1号に規定する意見提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむをえない理由がある場合は、その理由を公表し、意見提出期間を短縮することができる。</p> <p>5 第1項第3号に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長が指定する場所への提出 (2) 郵送 (3) ファクシミリ (4) 電子メール (5) その他町長が必要と認める方法</p> <p>－ 第6項省略 －</p>	5	<p>私は、パブコメを要求した「計画」をほとんど読んで意見を出しているが、コメントしようにも「計画」になっていない場合（例：保健福祉計画、環境基本計画、地域防災計画）や、単に資料を貼り付けただけのもの（例：産業振興課扱いのもの）がかなり多いと思う。漠然とした計画がパブコメに掛かることが多いことから、ひょっとすると、既に、通過儀礼化しているのかもしれない。</p> <p>そもそも「計画」であるからには、どんな影響が住民にあるのか（成果は何か？）、費用（税金）をどれだけ使うのか？、何時までに達成しようとしているのか？、責任者は誰なのか？などが必須事項になるが、それがほとんど書かれていない場合が実に多いと思う。中には、「解説記事」が載っているだけのものもあり、これでは、パブコメを出せと言われても出せるわけがない。</p> <p>計画と言いながら中身に何も計画らしいことは書いてないものについて、役場の中で誰かが審査し、パブコメに掛かるように書き直させないと、意味のないパブコメが増えてしまうと思う。</p>	<p>ご懸念されているような「通過儀礼化」については、昨年度のまちづくり推進会議においても論議になったところです。意見番号4にもある「提出された意見」への回答内容も同じ問題を内包していると考えます。</p> <p>いつまでの計画で、あるいは事業期間はどれくらいで、いくら金額を要するのか、などの事項は、案の目的その他案を理解するために欠かせない要件と考えます。また、そうした項目が計画に盛り込まれることで、その計画の前提条件が明確になり、計画と実際とが違った場合にも説明が可能になると考えます。</p> <p>パブコメにかかる計画もそうでない計画も、町の庁議規程に定める理事者の会議に諮った後に、公表されていくこととなりますので、そこで一定の審査を受けることとなります。</p> <p>また、まちづくり推進会議にもパブコメの実施状況を報告しますので、意味のないパブコメがあるようなら、そこでも論議になるものと考えます。</p>
	6	<p>第4条と第6条で規定する「町施設」が異なる理由は、事務管理の面でしょうか。町民が多数集まる町施設で公表すれば、より多くの効果が期待できると思考します。</p>	<p>ご指摘のとおり、案の公表場所として第6条に規定した「町施設」については、公表資料の事務管理面を懸念した結果、第4条の掲示場所としての町施設より少なくしてありました。</p> <p>パブリックコメント手続を実施することの趣旨を考えると、より多くの町民のみなさんから意見をいただく機会を設けるためには、案の公表場所を増やすことは当然のことと考えます。したがって、第6条第3項に掲げる場所を次のように修正します。</p> <p>(1) 寒川町役場情報公開コーナー及び当該計画の策定等を所管する課等 (2) 寒川町公民館 (3) 寒川町民センター (4) 寒川町北部文化福祉会館 (5) 寒川町南部文化福祉会館 (6) 寒川町健康管理センター (7) 寒川総合体育館 (8) 寒川総合図書館 (9) 町長が特に必要と認める場所</p> <p>※下線部分を追加するものです。</p>

規則（案）	意見 番号	意見	町の考え方
<p>【第9条】 町長は、より多くの意見等を得るため、この規則に定めるパブリックコメント手続のほか、住民説明会、意見交換会等の意見等を提出する機会（次項において「住民説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。 2 前項の規定により住民説明会等を開催した場合は、町長は、この規則によるパブリックコメント手続における提出された意見等の考慮、結果の公表に関する規定に準じて、住民説明会等で提出された意見等を取扱うものとする。</p>	7	<p>町自治基本条例第20条の規定によると「重要な計画の策定等への参画」に関して町民に保障されている権利は、 A. 「パブリックコメント手続」による場合 B. 「住民説明会の開催等」の場合 に大別されていると解します。 依って、本規則は専ら「パブリックコメント手続」に関する規定であって、「他の意見等提出の機会」の規定は不要と思考します。</p>	<p>自治基本条例第20条では、町民の参画の権利を保障し、その意見の反映に努めるため、パブリックコメント手続を実施するとともに、住民説明会の開催等により町民の意見を聴取することになっています。どちらかだけをやればいいというものでなく、多くの町民の意見を提出してもらふ趣旨から、パブリックコメント手続以外の手法も用いながら意見提出機会を増やそうというものです。 また、住民説明会等で聴取できた町民意見に対しても、パブリックコメント手続と同様に適切に対応（意見の反映や町の考え方の提示など）を行う必要がありますので、パブリックコメント手続規則の一項目として規定するものです。</p>
	8	<p>パブコメに代わって、アンケートを取ることが認められているのかどうか、はっきりしない規定になっている。アンケートがパブコメに準じたものと決められると、今でも我田引水的なアンケートが数多くあるので、もっとひどいアンケートが増える恐れが十分にある。少なくとも、社会調査の専門家が行なう場合に限ってパブコメの代わりに出来るようにすべきだと思う。</p>	<p>アンケートは、何か事業を実施しようとする場合や、実施してきた事業に対する町民の将来的な意向を確認する場合などに、よく用いられます。アンケートの場合、回答対象者が無作為抽出により選ばれたり、あるイベント参加者や来場者であったりと、限られた一部の意見で全体の傾向を量ろうとする手法です。 一方パブコメは、具体的な計画案や条例案などを不特定多数を対象に提示して、それに対する意見を記名のうえ求め、提出された意見を反映したり考え方を明確に回答したりすることで、町民の参画を保障し行政の説明責任を果たす手法ですので、基本的にアンケートとパブコメは別のものであると考えています。 したがって、社会調査の専門家が行なう場合でも、アンケートがパブコメの代わりを果たすことにはならないと考えます。</p>
<p>【第11条】 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	9	<p>本件と同時に意見募集された「寒川町審議会等の会議の公開に関する規則（案）」の（補則）第10条では、 「・・・・町長が別に定める。」とありますが、本規則案では、「町長」に委任していない。 当町の「条例等制定規程」は未確認ですが、本規則案で町長に委任しないのは、特別な理由があるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の部分については、事務上の不手際により「町長が」の記述が抜けたものです。申し訳ありませんでした。 第11条については、次のように修正します。  この規則に定めるもののほか、必要な事項は、<u>町長</u>が別に定める。</p>



### 3. その他の意見と町の考え方

意見 番号	意見	町の考え方
1	<p>町民の意見を広く求めようとする姿勢は、よいと思います。本来は、各議員さんが議会で話されたことを、町民に知らせる努力をしていくことだと思います。行政の立場に有利になるように町民の声を聞くということにならないようにしてほしい。</p> <p>ですから、このように手続きと審議会を公開をするようになることは、利権にならないようにしたいと思います。（駅前複合施設、駅前北口開発、田端スポーツ公園、総合福祉センター予定地）</p>	<p>パブリックコメントは、町が計画や条例などの案を作成する段階において、町民のみなさんに意見を求めるものです。提出された意見に対して、行政の立場に有利不利ということに関わらず説明責任を負うこととなります。</p> <p>パブリックコメントや会議の公開は、これまでも事案によって、あるいは審議会によって実施されていますが、規則として定めることで、パブリックコメントを実施する事案や公開する会議、実施や公開の方法などを町として明確にすることとなります。</p>
2	<p>1～3ページの導入解説部分は読みやすく、わかりやすく書かれました。</p>	<p>ありがとうございます。今回ご意見を募集した「パブリックコメント手続に関する規則（案）」でも、第6条第2項第2号において「案の目的その他案を理解するために必要と考えられる資料」を公表すると規定しています。</p> <p>意見を提出していただくためには、その計画や条例などの制定の背景や趣旨、計画事業の概算費用、事業目標などを併せて示すことで、その案をより理解していただく必要があると考えます。</p> <p>ご意見をいただいた部分については、今回の2つの規則を制定する目的や規則の特徴・考え方をまとめた内容になっています。</p>
3	<p>「寒川町自治基本条例」と今回の2つの「規則」により、多くの課題を、町民と行政が協働して進める方法が整備されたと思います。</p> <p>言うまでもなく、この3つは目的ではなく手段です。町民と行政の当事者各位の勉強（理解促進）と信頼をベースに個々の案件に取組、その成果を上げることがゴールであることをめざした運用が決め手てになります。これが一番の大きなポイントです。</p>	<p>ご指摘のとおりだと思います。自治基本条例はもとより今回の2つの規則も、町がその制定の目的をしっかりと踏まえて運用することが重要です。</p> <p>そのために「町でどういうことが論議されているのか」「策定中の計画や条例などはどんなものなのか」など、情報を積極的に公開することで、町民のみなさんに少しでも関心をもっていただけるよう努力したいと思います。関心をもっていただくことで、会議の傍聴やパブリックコメントでの意見の提出などへつながっていくものと考えています。</p>